

議員提出議案第4号

八王子市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年(2026年)3月26日

提出者	八王子市議会議員	中島正寿
賛成者	八王子市議会議員	長谷川順子
	同	浜野正太
	同	岸田功典
	同	森重博正
	同	森喜彦
	同	望月翔平
	同	金子亜希子
	同	吉本孝良
	同	渡口禎
	同	市川克宏
	同	小林秀司

八王子市議会議長  
美濃部 弥生 殿

## 八王子市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

八王子市議会委員会傍聴規則（昭和63年3月31日議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p>(傍聴人の入場)</p> <p>第8条 一般傍聴人は、傍聴席に入るときは、傍聴券を<u>携帯</u>しなければならない。</p> <p>2 報道関係者等は、傍聴席に入るときは、傍聴章を<u>携帯</u>しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器<u>その他危険な物を持っている者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 一般席の傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場できないことがある。</u></p> <p>(傍聴人の入場)</p> <p>第8条 一般傍聴人は、傍聴席に入るときは、傍聴券を<u>胸部に着用</u>しなければならない。</p> <p>2 報道関係者等は、傍聴席に入るときは、傍聴章を<u>胸部に着用</u>しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、<u>棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第14条の規定により撮影又は録音することにつき、委員長の許可を</u></p>

(3) (略)

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会室等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室等に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) (略)

得たものを除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) (略)

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 帽子、オーバーコート、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(4) (略)

<p>(5) その他<u>委員会室等</u>の秩序を乱し、<u>会議を妨害し、又は他人の迷惑</u>となるような行為をしないこと。</p> <p>(写真の<u>撮影、録音、録画、放送等</u>の禁止)</p> <p>第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の<u>撮影、録音、録画、放送等</u>をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p><u>別記第1号様式（第4条関係）</u></p> <p>別添1-1のとおり</p> <p>別記第2号様式（第4条関係）（略）</p>	<p>(5) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(6) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u></p> <p>(7) その他<u>委員会室</u>の秩序を乱し、<u>又は会議の妨害</u>となるような行為をしないこと。</p> <p>(写真、<u>映画等の撮影及び録音等</u>の禁止)</p> <p>第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、<u>映画等を撮影し、又は録音等</u>をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た<u>場合</u>は、この限りでない。</p> <p><u>別記第1号様式（第4条関係）</u></p> <p>別添1-2のとおり</p> <p>別記第2号様式（第4条関係）（略）</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別添 1 - 1

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

No. _____
委 員 会 傍 聴 券
年 月 日交付
八王子市議会 _____ 委員会
1 係員が提示を求めたら直ちにお見せください。
2 傍聴を終えたときはこの傍聴券を返還してください。

別添1-2

別記第1号様式(第4条関係)

交付番号 _____
交付年月日
年 月 日
委 員 会 傍 聴 券
○ ○
傍 聴 人 心 得 (抄)
1. 傍聴人は、入室に際し傍聴券を胸ポケットに差し又はピンで止め、明示して着用すること。
2. 傍聴券は、交付当日に限り有効とする。
3. 傍聴を終えて退場するときは、傍聴券を議事課へ返還すること。
4. 傍聴席においては、下記事項を守ること。
(1) 会議に対し公然と可否を表明し、又騒ぎ立てたり、妨害しないこと。
(2) 飲食、喫煙をしないこと。
(3) 写真、映画を撮影し又は録音をしないこと。
○ ○
5. その他、八王子市議会委員会傍聴規則による。

## 提案理由

開かれた議会を目指し、多様な市民の市議会への参加を促す一助となるよう、社会環境の変化に対応した傍聴環境を整備し、所要の改正及び規定の整備を行うため、「八王子市議会委員会傍聴規則」の一部の改正を提案する。